

堺市役所本庁舎屋内広告掲載業務取扱公募要領  
(広告付き行政情報デジタルサイネージ)

1 目的

この要領は、堺市役所本庁舎内壁面等における広告掲載を取り扱う者（以下「広告取扱事業者」という。）の申請について、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とします。

2 掲載対象物件及び業務内容等

(1) 掲載対象物件及び掲載場所は下表のとおりとします。

施設名	堺市役所本庁舎屋内広告掲載業務（広告付き行政情報デジタルサイネージ）
掲載場所	① 本館 1 階エントランス ② 高層館 1 階
本体設置規格	別紙仕様書をご確認ください
開場日	年中無休
開場時間	午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 業務内容

別紙仕様書に基づきます。

3 日程、申請方法等

(1) 日程

項目	期限、期間等
公募（現地調査）開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
質疑締切日	令和 8 年 4 月 8 日（水）
質疑回答日	令和 8 年 4 月 13 日（月）
応募の受付	令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 5 時まで
広告掲載料提案書開封日	令和 8 年 5 月 1 日（金）
行政財産目的外使用許可申請の手続き 広告事業契約書の締結	令和 8 年 5 月 15 日（金）まで
行政財産目的外使用料及び 広告掲載料支払い期限	令和 8 年 5 月 29 日（金）まで
行政財産目的外使用許可の開始	令和 8 年 6 月 1 日（月）

(2) 現地確認

現地確認を希望する場合は、公告日から令和8年4月8日(水)までに担当課まで電話で申し込んでください。日程等を調整のうえ、確認を行っていただきます。

(3) 質疑・回答

本件に関する質問は、質問票(様式6)を使用又は参照し、FAX又は電子メールにより担当課あてに令和8年4月8日(水)までに送信してください。なお、口頭による質問には応じられませんのでご了承ください。回答は、令和8年4月13日(月)に堺市ホームページの当該公募に係るページ内にて公開します。

(4) 申請方法

令和8年4月20日(月)午後5時までに申請書類を堺市ホームページ([https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/koukokuboshuu/R08\\_koukokuboshuu.html](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/koukokuboshuu/R08_koukokuboshuu.html))よりダウンロードし担当課まで郵送又は直接持参のうえ、申請してください。なお、申請にあたっては、4の資格要件を満たすことが必要となります。

(5) 申請書類

下表の全ての書類を1部提出してください。申請書類の返却は行いません。なお、申請書類に記載の個人情報は審査等決定に至るまでの事務に使用するものとし、資格要件確認のための警察当局への照会を除き、正当な理由なく他人に知らせ、又は他の目的に使用することはありません。

個人 ↓	法人 ↓	登録 事 業 者	●が付いた書類が必要です。個人と法人で異なりますので、注意してください。 下段は注意事項ですので、よく読んでご提出ください。	
			区 分	提 出 書 類
●	●	●	ア	堺市広告掲載業務申請書(様式1) ・日付には、記入日又は提出日を記入してください。 ・申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、本申込みに係る権限を有する者を記入してください。 ・申請書その他提出書類に押印する印影は、(ク)の印鑑(登録)証明書と同一でなければなりません。堺市登録業者の場合は、使用印鑑届出印を押印してください。
●			イ	誓約書(個人用)(様式2) ・日付は(ア)と同日を記入してください。

		●	ウ	誓約書（法人用）（様式3） ・日付は（ア）と同日を記入してください。 ・本市の外郭団体は、提出不要です。 ・役員欄には、「履歴（現在）事項全部証明書」に記載されている役員を記入してください。ただし、監査法人は除きます。 ・住所欄は、役員各々の住民登録地（住民票記載の住所）であって、勤務先の所在地ではありません。
●			エ	国税の納税証明書（その3の2） ・書類提出時点で発行後、1ヶ月以内の原本に限ります。
	●		オ	国税の納税証明書（その3の3） ・上記（エ）の注意事項と同様。
●	●		カ	堺市税納付状況確認同意書（様式4） ・日付は（ア）と同日を記入してください。
	●		キ	履歴（現在）事項全部証明書 ・書類提出時点で発行後、3か月以内の原本に限ります。
●	●		ク	印鑑（登録）証明書 ・上記（キ）の注意事項と同様。
●	●	●	ケ	事業者の概要 ・企業理念（経営方針）・CSRへの取組み・事業経歴、創立（創業）年月日 ・資本金（出資総額）・事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先・広告実績等） ・パンフレット可。
●	●	●	コ	広告掲載料提案書（様式5） ・広告掲載料を提案してください。 ・提案書には年額【消費税及び地方消費税相当額除く】を記載すること
●	●	●	サ	広告図案、文面及びその説明書（様式は任意） ・イメージ、絵コンテ等でも可。

※（エ）～（ク）の免除

堺市登録業者又は今年度堺市と既に他の広告掲載業務を請け負われている場合、提出を免除します。そのうち、今年度堺市と既に他の広告掲載業務を請け負われている場合、その契約が分かる写しを提出してください。

## （7）担当課

堺市総務局行政部行政総務課（担当者：石橋）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1 堺市役所 本館 5 階

受付時間 午前 9 時 00 分～正午、午後 0 時 45 分～午後 5 時 30 分まで  
(土・日・祝日を除く。)

TEL : 072-228-7010 FAX: 072-222-0536 メール: gyoso@city.sakai.lg.jp

#### 4 資格要件

広告取扱事業者になろうとする者は、下記各号に該当することが要件となります。行政財産目的外使用許可申請中及び許可期間中であっても、下記各号に該当しなくなると認められる場合は、申請の受付及び許可を取り消します。屋内外広告として掲載する広告を広告取扱事業者に提供する者(以下「広告主」という。)も同様とします(第 7 号及び 8 号を除く。)

なお、この取り消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償いたしません。

- (1) 本件が行政財産目的外使用許可(以下「許可」という。)(行政処分)であることを認識し、堺市広告掲載基準をはじめとする関係法令を遵守できること。また、その誓約書を提出できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 及び堺市契約規則(昭和 50 年規則第 27 号)第 3 条の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号)第 2 条第 6 号の規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則(平成 24 年規則第 108 号)第 3 条各号に規定する「暴力団密接関係者」でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない団体であること。
- (7) 自らが設置し、継続して運営する資力、能力を有すること。
- (8) 掲載広告について、広告取扱事業者が外部機関等において、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (9) 各種緊急時の対応を速やかに行えるよう市内又は、近隣に支社・支店・営業所があること。

#### 5 欠格要件

広告取扱事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続きを用いずに許可を取り消します。広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合(第 2 号、第 3 号及び第 8 号を除く。)、広告取扱事業者は広告主の変更を行うこと。なお、この取り消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償いたしません。

- (1) 国税(法人税、所得税、消費税又は地方消費税)又は市税(個人市民税(特別徴収を含む)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税)の滞納がある場合。
- (2) 指定された期日までに行政財産目的外使用料、広告掲載料及びその他徴収金を納入しない場合。

- (3) 使用上の義務違反又は不法行為があったとき。
- (4) 事業内容、資力及び信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう等により、広告取扱事業者又は広告主として相応しくないと本市が判断した場合。
- (6) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号の規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する「暴力団密接関係者」に該当すると認められるとき。
- (8) 許可の条件に違反があると認められるとき。

## 6 契約の主な条件

### (1) 使用形態

本件の形態は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく許可となります。申請者の中から広告掲載料について最高額の提案をいただいた方に使用許可を行います。

また、広告事業の運用方法や広告掲載料等について定める契約書を締結します。

### (2) 使用許可期間

令和8年6月1日（月）から令和9年3月31日（水）までとします。使用にあたっては、行政財産目的外使用許可申請書の提出により使用許可を受けてください。令和9年4月1日（木）以降継続して使用する場合は、年度毎に同様の申請を行うことにより、本市が使用許可の延長を行って支障がないと判断した場合は、最長令和13年3月31日（月）までの間、使用許可を受けることができます。

なお、広告取扱事業者の都合により撤去しようとするときは、その4か月前までに文書により本市に申し出るとともに、その指示に従ってください。

### (3) 行政財産目的外使用料

広告を掲載した看板を設置するには下記（4）光熱費、（5）広告掲載料とは別に行政財産目的外使用料が必要です。当該使用料は堺市行政財産の目的外使用に関する条例第3条の規定に基づき算出します。本市の条例・規則の改定に基づき使用料を変更する場合があります。

#### ① 広告付き案内掲示板

使用面積1平方メートルにつき、本館22,163円、高層館12,905円です。（令和8年度の年額であり、変動します。）

#### ② その他（電源、通信ケーブル等）

長さ1メートルにつき 14円

(4) 光熱費

次に定める消費電力等に応じて算出する計算式により算出した額とします。

【計算式】

電気料金＝機器の電力量×1日あたりの使用時間×日数×使用電力請求単価（税込み）

(5) 広告掲載料

- ① 最低広告掲載料は下表のとおりとします。（年額、消費税及び地方消費税相当額を除く。）

最低広告掲載料	500,000 円
---------	-----------

- ② 本市に納入すべき広告掲載料については、提案広告掲載料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。ただし、初年度分（令和8年6月1日から令和9年3月31日まで。）の広告掲載料については、当該年度末までの日数を365日で除した割合で日割計算した額（円未満切り捨て）とします。
- ③ 設置期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合は、提案掲載料に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。

- (6) 上記(3)から(5)について、既納分の返還は行いません。ただし、(3)と(5)については、本市において公用又は公共用に供するため許可を取り消し又は変更し、もしくは広告取扱事業者の責めに帰することのできない理由により当該区分の使用を開始又は継続できないときは、この限りではありません。

(7) 広告掲載場所の提供及び返還

広告掲載場所は現状有姿の状態を提供します。運営に際して工事が必要な場合は、施工予定図を本市に提出し、その了解を得た上で広告取扱事業者の費用負担にて施工できるものとします。

（広告掲載に必要な工事については令和8年6月1日以降から着手するものとします。）

また、広告掲載期間満了の際は、すべて原状回復した後に返還するものとします。ただし、本市がその必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができます。（原状回復の工事についても許可期間内に完了するものとします。）

7 広告取扱事業者の決定

- (1) 申請書類の記載内容について、堺市広告掲載基準等の関係規程に基づく適合審査を行います。
- (2) 広告掲載料提案書の開封
- ① 日時 令和8年5月1日（金）14時から
- ② 場所 堺市役所本館地下1階 総務局会議室
- (3) 複数の申請があった場合は、上記適合審査の通過者のうちから、本市が定める最低広告掲載料

(年額、消費税等相当額を含まない。)以上で、最も高い広告掲載料を提案した者を落札者に決定します。

- (4) 上記(3)の申込者が2者以上あるときは、直ちに当該申請者又は当該申請者から委任された代理人によるくじ引きを行います。この場合において、抽選場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者の代わりに本事務に関係のない本市職員がくじを引きます。
- (5) なお、申請者本人に代わって代理人を広告掲載料提案書の開封に参加させる場合、又は同額提案があった場合に行うくじ引きを代理人に行わせる場合は、当該代理人について所定の委任状(様式7)を開封当日に提出してください。

## 8 広告取扱事業者の決定時期

広告取扱事業者は令和8年5月11日(月)までに決定し、本市のホームページで公表する予定です。決定結果の申請者への通知は行いません。また、審査内容や結果に関する異議は認められません。なお、広告取扱事業者に決定した者は、広告主用の誓約書(様式8)をダウンロードしておいてください。

## 9 許可の取り消し

許可期間中に当該掲載場所を公用もしくは公共用に供する必要が生じたとき又は、当該許可の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに許可を取り消します。

## 10 広告取扱事業者の事情による使用の終了

広告取扱事業者自らの事情により使用を終了しようとするときは、本市の許可の取り消し申請を行ってください。なお、6(3)～(5)の既納分について返還しません。

## 11 広告主の決定

広告取扱事業者は、広告内容の当該原案及び広告主の誓約書(様式8)を掲示日に支障がでないよう事前に本市に提出してください。堺市広告掲載基準等の関係規程にもとづく審査の結果、適合している場合のみ掲載を認めます。その場合は、決定通知書により通知いたします。

## 12 広告内容の変更

広告内容を変更しようとするときは、当該原案を本市に提出し、承認を得てください。適合している場合のみ変更を認めます。

## 13 注意事項

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第6条第1項に基づく公開請求又は堺市議会からの要請を受けたときは、広告取扱事業者は本市への協力に努めるものとします。
- (2) その他本市が必要と認める時は、広告取扱事業者に対して資料の提出又は報告を求めることがで

きるものとしてします。

- (3) 広告取扱事業者は、善良な管理者としての注意をもって対象物件の維持保全（清潔状態の維持等）に努めなければなりません。また、施設利用者や周辺住民の方から苦情、要望があった場合の対応等は自己の責任において速やかに解決するものとしてします。
- (4) 対象物件の構造や管理の不備に起因する事故により第三者が損害を被った場合は、広告取扱事業者は自らの責任で処理するものとしてします。この場合、本市は一切その責任を負いません。
- (5) 申請書類のほか、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがあります。

#### 14 その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。  
なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、堺市情報公開条例第6条1項に基づく公開請求があった場合、原則として公開するものとしてします。  
ただし、技術上の情報等で、公開により事業活動が損なわれると判断されるような場合には、広告取扱事業者に相談のうえ、非公開とすることがあります。
- (3) 本業務は、この要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、堺市財産規則、堺市契約規則、その他関係法令等の定めるところによるものとしてします。